

# 入院時食事療養(Ⅰ)

# 入院時生活療養(Ⅰ)

当院では、関東信越厚生局長に対して、入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)の基準に適合している旨の届出を行っております。

管理栄養士によって管理された食事を適温・適時（朝7時30分・昼12時・夜6時）に提供します。